

## 道路維持管理サービスシステム構築業務仕様書

### 1 業務名

道路維持管理サービスシステム構築業務（以下、本業務という）

### 2 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

### 3 業務の目的

本事業で占有情報や道路情報をシステム管理し、効率的な窓口対応を実現することで、市民・事業者の負担を軽減することを目的とする。

あわせて苦情・要望情報の管理をシステムにより一元化し、道路に係る苦情・要望を蓄積する。これらの取組みを一体的に行い道路行政に関する情報のプラットフォームとして位置付け、道路行政のDXと安心して利用できるインフラの維持・管理を実現する。

### 4 準拠する法令

- (1) 益田市道路管理規則（昭和61年12月3日 益田市規則第23号）
- (2) 益田市道路占用料徴収条例（昭和29年7月1日 益田市条例第26号）
- (3) 益田市普通河川道路等管理条例（昭和31年12月3日 益田市条例第27号）
- (4) 益田市普通河川道路等管理条例施行規則（昭和31年12月3日 益田市規則第7号）
- (5) 益田市準用河川占用料徴収条例（平成12年3月27日 益田市条例第20号）
- (6) 益田市個人情報保護条例（平成4年12月28日 益田市条例第18号）
- (7) 益田市庁内LAN運用管理規程（平成15年9月1日 益田市訓令第12号）

### 5 資料の貸与

本業務の履行に際し、次の資料を貸与する。

- (1) 道路維持管理既存データ  
要望等受付書、パトロール日誌、作業報告書等
  - (2) 占有物件既存データ  
占有等管理物件調書等
- その他、本業務に関連のある資料で貸与が可能なもの

### 6 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次に掲げる書類を発注者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者、業務履歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

### 7 管理技術者等

管理技術者、照査技術者及び、主たる担当技術者は、別添の実施要領に定める要件を満たす各技術者を配置することとし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

## 8 業務の内容

道路維持管理に係る行政サービスのシステム化を図り、一元管理できるシステムを構築する。また、あわせて、市民投稿サービスを構築する。詳細については、別紙、要求仕様書のとおり。

## 9 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、業務着手時、成果品納品時の他、要求定義・システム移行計画・テスト計画等、各段階に合わせて、担当者との打合せ協議を実施する。(初回、中間時 3 回、納品時) : 5 回

## 10 成果品

成果品の内容を 2 部、その他発注者が必要とする書類を提出する。

実施計画書

要件定義書 (画面遷移・リレーション含む)

実施工程表

月次履行報告書

システム移行計画書 (プログラム、実行モジュール、案内地図、レイヤーデータ)

データ移行計画書

テスト計画書

テスト実施結果報告書

変換済み移行データ

クライアント端末ソフトウェア一覧表

各種マニュアル (操作・運用等)

運用管理要領

運用実施計画書

運用・保守内容結果報告書

計画停止作業計画書

計画停止作業報告書

打合せ協議記録簿

照査報告書

上記の電子データ及び拡張データ (Shape データ等)